

改正

平成25年4月1日
平成27年6月1日
平成31年1月17日規程第70号
令和元年10月1日規程第130号
令和元年12月24日規程第170号
令和2年10月1日規程第88号

東洋大学大学評価統括本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学学則（昭和24年4月1日施行）第3条及び第3条の2並びに東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行）第1条の2の規定に基づき、自己点検・評価活動及び認証評価の受審にかかる事項を統括し、東洋大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の継続的な向上を推進することを目的として設置する本学大学評価統括本部（以下「統括本部」という。）の業務及び運営に関し必要な事項を定める。

(統括本部の業務)

第2条 統括本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学並びに学部及び研究科ごとによる自己点検・評価活動の統括
 - (2) 学生生活委員会、就職・キャリア支援委員会、高等教育推進委員会、図書館運営委員会、学術研究推進委員会及び社会貢献センター運営委員会等の全学委員会（以下「諸委員会」という。）による自己点検・評価活動の統括
 - (3) 大学運営及び財務に係る自己点検・評価活動の統括
 - (4) 認証評価に係る自己点検・評価報告に関する調書等の作成
 - (5) 認証評価に係る実地視察の対応及び調整
 - (6) 認証評価に係る評価結果に対する意見の申立て等の対応及び調整
 - (7) 認証評価結果の公表
 - (8) 認証評価結果に対する改善等の対応
- 2 統括本部は、前項第1号から第3号までの業務において、当該組織に対し、自己点検・評価活動について提言することができる。
- 3 統括本部は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 4 部会について必要な事項は、統括本部において別に定める。

(統括本部の構成)

第3条 統括本部は、次に掲げる者を本部員として構成する。

- (1) 学長
 - (2) 教学担当常務理事
 - (3) 総務担当常務理事
 - (4) 財務担当常務理事
 - (5) 全学自己点検・評価活動推進委員会委員長
 - (6) 事務局長
 - (7) 教務部長
 - (8) 研究推進部長
 - (9) 教務部事務部長
 - (10) 学長室長
 - (11) 大学評価支援室長
- 2 統括本部の本部長は、前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は、前項第2号の本部員をもって充てる。

(本部会議)

第4条 第2条に掲げる業務に関する事項を審議するため、統括本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部会議は、第3条第1項に掲げる本部員をもって組織する。
- 4 本部長は、必要に応じ、諸委員会の委員長等を本部会議に招聘し、報告及び意見を求めることができる。

(外部評価)

第5条 統括本部は、第2条第1項に掲げる業務の遂行に当たり、客観性及び妥当性を高めるため、年1回以上、外部の有識者から意見を聴く。

(事務)

第6条 統括本部の事務は、大学評価支援室が所管する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、学長が本部会議の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第24号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第113号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月17日規程第70号)

この規程は、平成31年1月17日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日規程第130号)

この規程は、2019年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日規程第170号)

この規程は、2019年12月24日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日規程第88号)

この規程は、2020年10月1日から施行する。